

日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する平成 27 年度の対応について（案）

1. 第1期の予防接種について

積極的な接種勧奨を差し控えていた平成 17 年度から平成 21 年度の間に 3 歳又は 4 歳になった者（以下「対象者」という。）については、第 1 期の初回接種及び第 1 期の追加接種（以下「1 期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成 23 年度から 1 期接種の不足分として、積極的な勧奨を行ってきたが、平成 26 年度末で対象者への積極的な勧奨は終了する。

2. 第2期の予防接種について

平成 27 年度に 18 歳となる者（平成 9 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の予防接種（以下「2 期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成 27 年度中に、第 2 期接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。

3. その他

積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1 期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2 期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えない。